

## 異常気象時等における学生の登下校及び授業等の措置に関する内規

制 定 平成16年 4月 1日

最終改正 平成26年11月11日

- 1 異常気象時等における学生の登下校及び授業等の措置に関しては、おおむね4に示す基準にしたがって校長がこれを決定し、校長が不在の場合は、教務主事がこれを代行する。
- 2 早急に連絡する必要がある場合は、校内又は学寮内にある学生に対しては放送その他の適切な方法により、自宅等にある学生又は保護者に対しては通学生連絡網、きずなネット又は直接に電話その他の適切な方法により、連絡事項の周知徹底を図る。
- 3 この措置の実施に伴って生ずる学生の欠席又は欠課については、個々の学生の実情に応じ適切な事後処理を行う。
- 4 異常気象時等における学生の登下校及び授業等の措置に関する基準は次のとおりとする。ただし、やむを得ない状況の場合は、この限りではない。

### (1) 平常日課中

#### ① 学生が登校のため自宅等を出る前に警報が発表された場合

- ア 午前6時までに警報が解除されたときは、平常どおり当日の授業等を行う。なお、交通機関の不通、遅延等のため授業等に遅刻、欠課及び欠席等をしたときは、学生に交通機関側の発給する証明書を提出させる。
- イ 午前6時から午前10時までの間に警報が解除されたときは、午前中の授業等を休講とし、午後は授業を行う。アのなお書きの規定はこの場合にも適用する。
- ウ 午前10時においてもなお警報が解除されないときは、当日の授業は取り止める。
- エ ア及びイの場合、道路又は橋梁の決壊、浸水等により登校に危険が予想される地域の学生及び交通機関のまひ等により登校が困難な学生については、状況により当日の登校を取り止めさせることができる。

#### ② 学生が登校又は下校の途中で警報が発表された場合

学生各自が次のいずれかの行動をとるよう指導するものとする。

- ア 登校中であっては、自宅等に戻るか、登校して校舎内で待避する。下校途中であっては、自宅等に帰るか、下校を取り止めて校内で待避する等、臨機の処置をとる。
- イ これらのいずれの処置もとれないときは、安全と思われる場所に待避する。
- ウ 校内で待避するときはその旨を速やかに教務係に届け出、それ以外のときは自宅等又は学校にその旨を遅滞なく連絡する。

#### ③ 学生が登校後に警報が発表された場合

原則として直ちに授業を中止し、ア又はイの措置をとる。

- ア 気象、交通機関、道路等の状況を総合して、学生を安全に学寮に戻すか、自宅等に帰ることができるかと判断されるときは、以後の授業を休講とし、学生を速やかに下校させる。
- イ 台風の中心位置、進行方向、速度、地域における風向、風速等の気象状況及び通学に係る地域の道路、橋梁、交通機関の状況から判断して、安全に自宅等に帰ることが困難であると判断される学生及び遠距離通学生については、安全に自宅等に帰ることができ

る目途がつくまで、校内の安全な場所に残留を命じて、学校の保護下におき、その旨を遅滞なく当該学生の自宅等に連絡する。

(2) 中間試験又は定期試験期間中

- ① 午前5時までに警報が解除された場合は、時間割どおり試験を実施する。
- ② 午前5時を経過しても警報が解除されない場合、又は、第1限開始時刻までに警報が発表された場合は、その日の試験は取り止め、後日あらためて実施する。登下校中、登下校後においては、上記(1)の②、③を準用する。
- ③ 交通機関等の障害により当日受験できない学生に対しては、関係機関の発給する証明書を提出させて、追試験を受けさせることができる。

(注) この内規における用語等については、次に示すところによる。

- 1 「異常気象時等」とは、暴風、暴風雪、大雪、大雨、高潮並びに地震及び津波の発生時をいう。
- 2 「警報」とは、気象庁が発表する「暴風、暴風雪及び大雪（大雨、洪水、高潮及び波浪を除く）警報」、「地震及び津波に関する警報」並びにすべての種類の「特別警報」をいい、これらに関する注意報とは区別される。
- 3 「警報が発表された場合」とは、主として、気象庁から三重県全域又は鳥羽市に上記2の警報が発表された場合を想定した表現である。なお、学生が在住する市町及び通学経路にあたる地域に警報が発表された場合は、当該学生については、この内規を適用する。
- 4 この内規は三重県教育委員会が同県立高等学校に指示しているものを参考としている。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年6月15日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年11月11日から施行する。